

欧州RoHS指令



電気電子機器に関する有害化学物質規制

DIRECTIVE 2002/95/EC および改正RoHS指令 (DIRECTIVE 2011/65/EU)

Valued Quality. Delivered.



RoHS指令とは

Restriction of the use of certain Hazardous Substances

欧州に上市される電気電子機器への規制物質の含有を制限する指令です。対象機器が規制物質を閾値以上含有する場合、欧州へ上市できません。閾値は、各均質材料（機械的にそれ以上分解できない材料）毎に適用されます。

改正RoHS指令(2011/65/EU)2011年7月公布

2011年7月21日に施行された改正RoHS指令(2011/65/EU)の主な変更点は、対象製品が拡大し、CEマーキングの対象に含まれた点です。

2013年1月より：現行RoHS指令対象機器は
CEマーキング対応必須

2014年より：順次カテゴリー8,9へ適用開始

2019年より：すべての電気電子機器が対象

カテゴリー	対象機器	現行RoHS指令	改正RoHS指令*
1.	大型家庭用電気製品	対象	対象
2.	小型家庭用電気製品	対象	対象
3.	ITおよび通信機器	対象	対象
4.	民生用機器	対象	対象
5.	照明装置	対象	対象
6.	電動工具	対象 (大型据付式産業用機械を除く)	対象
7.	玩具	対象	対象
8.	医療機器	対象外	2014年から適用開始 (体外診断用機器は2016年から)
9.	監視及び制御機器	対象外	2014年から適用開始 (工業・産業用機器は2017年から)
10.	自動販売機	対象	対象
11.	上記以外の電気電子機器	カテゴリー無し	2019年から適用開始

規制物質	閾値	
重金属	カドミウム Cd	100ppm
	鉛 Pb	1,000ppm
	水銀 Hg	1,000ppm
	六価クロム Cr6+	1,000ppm
臭素系難燃剤	PBB	1,000ppm
	PBDE	1,000ppm

*大型据付式産業用機械などの適用除外機器あり

インターテックのグローバルネットワークを使用し、海外のISO17025認証取得ラボで、IEC62321に準拠した規制物質含有量分析を行います。ハロゲンフリー、RoHS2.0などの分析もお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 インターテック ジャパン株式会社 (本社) マーケティング
TEL : 045-508-6706 E mail : info.etls-japan@intertek.com

www.japan.intertek-etlsemko.com

欧州REACH規則 - SVHC

Intertek

成型品中の高懸念物質 (SVHC) に関するサービス
REGULATION(EC)No 1907/2006

Valued Quality. Delivered.



SVHCとは

Substances of Very High Concern 高懸念物質

SVHCとはREACH規則の成型品に関する義務であり、以下のような有害性が高く、特に管理が必要と認められ、ECHAのリストに掲載された物質を指します。

1. CMR (発がん性、変異原性、生殖毒性)
Regulation (EC) No 1272/2008により category 1A または 1B に該当
2. PBT (難分解性、生体蓄積性、毒性)
3. vPvB (極めて難分解性、高い生体蓄積性)
4. 内分泌かく乱性などを有し、上記と同等の懸念を生じる物質

2015年2月現在、**161物質**がリストに掲載されており、半年程度の周期で随時リストに追加されます。

ECHA SVHC リスト :

<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

必要な対応

成型品に0.1%wt以上含有される場合、REACH規則第33条に基づき、成型品の供給者は、受領者に対し、規制物質含有に関する情報提供が必要となります。また、0.1wt%を超えて含有かつ年間1t以上EUへ輸出する場合、情報提供だけでなく用途の届出が必要となります。

課題

- 製品への規制物質含有量の確認
- サプライチェーンでの規制物質含有に関する情報伝達
- 規制物質含有量の分析

成型品(Article)

その化学組成よりも、形状・表面・デザインが機能を決定するもの

例：スクリュー、ペン、家電、インクカートリッジ、梱包材 など



インターテックのグローバルネットワークを使用し、SVHC含有量分析を行います。製品の構成部品を材質毎に分析してコストを抑えます。お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 インターテック ジャパン株式会社 (本社) マーケティング
TEL : 045-508-6706 E mail : info.etls-japan@intertek.com

www.japan.intertek-etlsemko.com